

日種令正君校閱

天
川
法
論

小山亮學編纂

正
法
興
隆

法
苑
珠
林

邪
道
撲
滅



天川法論日記小序

優勝劣敗適種生存ノ活世界ニ立テ、宇宙ノ法則
ニ因テ進化スルハ、世人ノ信ズル所ナリ、吾人ハ
進化ノ動物ナレバ、之レガ居所タル社會モ亦進
化ノ區域ヲ脱出スル能ハズ、吾人社會ハ進化ノ
一大法戰場ナリ、吾人ノ學術ハ之ガ軍艦大砲ナ
リ、吾人ノ智識ハ之ガ城廓戈甲ナリ、故ニ其戰場
ニ於テ打テ勝シモノハ頭ニ勢力ヲ得、不幸ニシ
テ敗テ取リシモノハ直チニ滅亡スベシ、吾人ニ
對スル其關係ハ偉且ツ大ナリト謂フベシ、既ニ

已ニ社會ハ進化ノ波瀾ニ依テ隆盛ヲ來シ、吾人ハ進化ノ浪濤ニ應ジテ進歩ヲ爲ストセバ、之ガ勢力ノ依テ來ル所ヲ探究セスンバアル可ラス眼ヲ刮テ社會ノ實況ヲ看ヨ、瓦斯電氣燈ノ提灯蠟燭ヲ凌駕セシモ、人力馬車ノ氣車風船ニ降伏サル、モ、火打石ニ火絨カ退去ヲ命ゼラレ摺附木ノ跋扈トナルモ、皆是優勝劣敗ニシテ、恰モ角木ト圓木トヲ山頂ヨリ轉ズレバ、一ハ中止シ一ハ底下スルガ如キモノニシテ人力ノ私シスル所ニアラズ、亦今日ニ當テ吾人ノ尤モ貴重スル

科學上ニ於テモ亦然リ、古代ノ天体星辰ハ吾人ノ運命ヲトフ一種ノ術タリシ空論ハ、今日ノ實地經驗セシ有益ナル天文學ノ爲メニ壓倒サレ、地平説ハ地球説ノ爲ニ破壊サレ、漢法醫ハ化學作用ノ醫術ニ降伏サレシモ、等シク皆優勝劣敗ノ然ラシムル處ナリ、政事上ニ於テモ亦然リ、封建政体ハ立憲政体ニ、有司專政ハ共和政体ニ壓倒サレ、法律上ニ於テモ亦然リ、復讐主義ノ命令主義ニ、拷問裁判ノ證據裁判ニ、打勝タレシモ、皆優勝劣敗ノ結果ノミ、道德上ニ於テ干涉主義ノ

便宜主義ニ打テ負ケ、必然主義ノ自由主義ニ壓服サレシモ、吾人ノ同一思想ニ於テ、昨日ノ思想ハ今日ニ至リ誤謬タルヲ覺悟シ、今日ノ思想ノ明日ノ思想ニ匡正サル、モ、悉ク優勝劣敗ノ支配ノミ、凡テ、誤謬、踈慮、惡風、陋習、檀制、壓抑、等ノ害アルモノハ次第ニ消盡シ去テ、只吾人ニ有益ナルモノ而已ヲ送り來ル、嗚呼優勝劣敗ノ功用亦重且ツ大ナル哉、是ニ於テ知ルギエ——テ氏ノ詩ニ、汝浮ム能ハサレバ沈マサルヲ得ス、汝人ヲ制スル能ハサレバ、人ニ制セラレサルヲ得ス、汝

勝ツ能ハザレバ敗レザルヲ得ズ、汝槌タルヲ得ザレバ、砧タラザルヲ得ズト、ノ吾人ヲ欺カザルヲ、既ニ己ニ社會ハ優勝劣敗ノ作用ヲ免レズトセバ、宗門モ亦、吾人社會一日モ不可欠ノ要素ナレバ、之ヲ支配ヲ出ル能ハザルベシ、請フ看ヨ邪見的ヨリ開建セシ宗門ハ、正觀的ノ宗旨ニ壓伏サレ、降旗ヲ軍門ニ横ヘシヲ、看ヨ英雄人ヲ欺カシニ爲ニ設ケタル、空拳紅葉小兒ヲ誑カス如キ、荒唐無稽捉風捕影ナル、宗門等ハ、實驗實說活法活理ナル宗旨ノ爲メニ、殘灯影暗フシテ、今ヤ將ニ

滅亡ヲ取ラントスル愍然ナル境界ニ墮落シ、居ルヲ、其ノ他圓底方蓋ナル宗教、憑虛架空ナル教法等幾多アルモ、悉ク實教ノ下ニ、忽テ五臟ヲ腐敗セシメ、其ノ形跡ヲ亡失スルニ至ラントス、邪教ノ空想的ヲ脱却シ、正道ノ實義的ニ其ノ効用ヲ顯ハサントハ、優勝劣敗ノ功用豈ニ恐懼スベク、否敬賀スベキナリ、實ニ愉快ナラズヤ、曾テ聞ク、碩學ペルナー氏ハ簡約ニ之ヲ述テ云ク、優等種ガ劣等種ヲ壓倒シテ爲メニ己ガ利益ヲ占メタルニ由ルナリ云々ト、論ゼリ、又シルレル氏云

ク天地ハ狹シ腦ハ廣シ故ニ心想事成ハ容易ニ同住スト雖_ニ互ニ衝突ス、一物ガ場處ヲ占ムルトキハ他物之ヲ避ケザルヲ得ズ、是ニ於テカ競争始マリ、强者遂ニ勝ヲ制スト記セリ、此ノ法則ハ社會ニ固ク立テ行ハル、事如何ナル學者ト雖_ニ確信スル處ニシテ、則テ宇宙界ノ妙用ナリ、請フ試ニ之ヲ問答ノ顛末ニ就テ看ヨ、時は仲秋天山之下本立精舎ノ客院ニ於テ

緒言

維辰明治廿四年八月廿四日佐賀縣肥前國東松浦郡天川村に於て法義上一の紛擾を惹き起せり是を逆縁の衆生を濟度して正法を興隆するの一端緒なり却説該村は天山の西北に位する一村落にして人家百戸の處能く二ヶ寺を設けたり一ツを日蓮宗本立寺と稱し一ツを曹洞宗天聖寺と号す壺中の小乾坤なきとも山水明眉閑雅高幽恰かも神仙界に遊ぶが如し只惜らくは維新革命前は天領にて民心自から浮誇主義

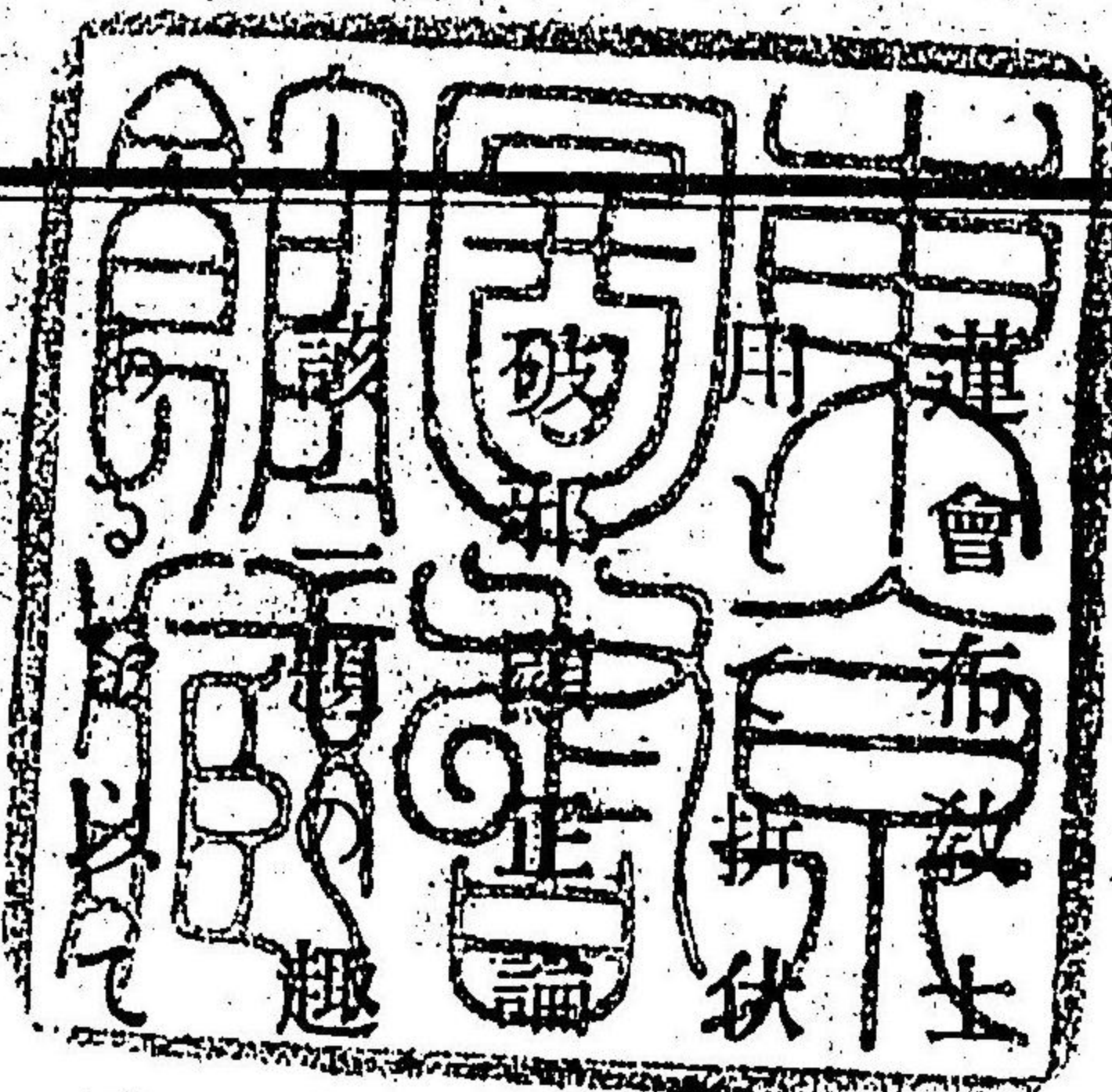
の習慣を涵養せり今を去る三十七年前兩寺の
間に法論を醸^かし年を経て漸く局を結びたりと
今回は六月廿八日に始め十月二日に終を告ぐ
其間千狀萬態一々記載するは繁雜混亂讀者を
して捧腹絶倒するの奇事あり又慷慨酸鼻の嘆
を起さしむる怪談もあり今は唯た其の顛末を
畧記して後昆に傳ひ正邪判明の一助となさん
のみ乞ふ讀者遺漏を咎むる勿き

十月五日

編者識

發端

明治廿四年六月廿八日本立寺に於て正法興隆
邪道撲滅佛教實義大演說會を開會す辨士は活
蓮會布教士 小山亮學本化正學の二氏幻燈を使
用し拏伏逆化の法義を辨難せり、其の演題は
破邪正論 小山亮學、宗派組織に就て、本化正學
該題の趣意は法論の第一原因ともなる關係
せん、とす却說宗派組織に就ての肝要の點は左
の如し



諸君よ諸君は一佛教中に宗派の分きたるは如何なる原因なるぞ、抑も釋迦一代の經論祖釋に就て説明せん、各宗共一二の所依經を以て、人智の程度を測量して、組織したるが、故に吾國にても念佛門の蔓延せしは、全く其の當時は、武斷政略にて、公卿諸侯及ひ士族連か、百姓町人を見ること甚た殘酷にして、彼の天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず、萬人は萬人皆天賦自由の權ある平等主義なるに、壓制の爲めに其の權理を伸張する能はず、夫をに加へて正嘉年

度の大地震と云ひ、連年の飢饉と云ひ、多數人民は悲慘の境に陥ひり、此の世の頼み少なきを厭ひ居りし、其時に當て法然親鸞等の僧出て、人心を籠絡するに、厭世主義なる、他土無縁の西方十萬億土の、極樂説を擔き出し、此の世は穢土てふ頼み少なき逗留の娑婆なり、唯た頼むべきは彌陀の淨土なりと、感情一片の空談を以て、最愛なる良民を卑劣にも、依頼主義の隊裡に引き込み日本魂を腐敗せしめ、天壤無究の大八州を穢れたる國土なりと、詭辨を弄せしより、一時の人心

〇四
と繋きたり、而して其乃宗義は權地方便なる一
經を所依として、所謂三經一論五部一集より、組
織したるものにて、立憲政体の吾國民は今日の
機運としては、決して信す可らざる流義なり、殊
に又親鸞一流の如きは、邪宗門にして其乃國害
あざる要點等は、曾て本會幹事長日種令正先生
の著述に係る、眞宗非佛教に就て明みせられよ、
該書は實に慷慨悲憤、引証該博、言辭平和、委布眞
宗一流を攻撃せし、恰好の書なり、今は只宗派の
組織に就て、封建政度の遺物なる、念佛宗の信す

るに足らざる大略を辨論せしのみ、之を更に反し
て日蓮宗の如きは、國家的の觀念より、佛教中の
最爲第一たる、大乘了義の法華經に就て、隨自意
の法門を開建せり、即ち我此土安穩天人常充滿
の金言の如く、娑婆即寂光淨土也、一實乘の宗義
今正に是其時決定して大乘を説の、金言と云ひ、
諸君にして、佛教を信するの心あらば、時機と國
体と、眞理に適合する、世尊出世の御本懷たる、我
日蓮宗に來て共に、眞理の青天に逍遙ありたし
實理徵証の今日、烟の如き念佛宗を信するは、妄

見の甚しきなり、速に妄信の惑を破て、實乗の一善に歸し玉へ、次に破邪顯正論の肝要の點を掲げて一層の注意を促さんとす諸君よ諸君余輩は、破邪顯正論てふ、演題にて聊か諸君の清聽を汚さんとす、却説本夕は諸君の解し易きよふ、幻燈を使用して、辨論を補ひ、感覺を深からしめんとす、諸君此の影畫は弘法大師とて、眞言宗の開山であります、此の眞言宗と申す宗旨は、三密修行とか、金台兩部とか申て、隨分

寄妙寄手連の宗旨にて、此の宗旨は、弘まらぬが宜ひと思ひます、弘るまると國を亡し、人を苦しむる大害かあります、特に釋迦如來の正法を謗る大罪かあります、抑も此の流義か、支那に傳はり日本に傳染せし由を、簡単に述べて、諸君の大注意を促さんとす、

支那の開元四年、即ち玄宗皇帝の御宇に、印度より、善無畏三藏、金剛智三藏、不空三藏、と申す三人の坊さんが、大日經、金剛頂經、蘇悉地經、此の眞言の三部經を渡し、支那に於て、請雨の祈を行ひま

○八
したが、不幸にも、大風雨となり、大に人民を困
め、爲に天然へ追かへせしか、兎角して留まりぬ、
其れ後、我が國に於て、讃岐國屏風浦といへる處
に、空海生き、後世に弘法と号す、人王五十代桓武
天皇、延歴二十三年、空海年三十一にして、支那に
渡り、長安の青龍寺東塔院惠果阿闍梨に就て、阿
部曼荼羅供類壇具を受け、善無畏三藏等れ、法意
を受て、日本國に皈り、眞言宗を起して、高野山東
寺を本としたるが、只弘法れ誤りは、日本經を第
一とし、華嚴經を第二とし、法華經を第三戲論と

誹謗せり、願ふに、能仁世尊一代の肝心と申す、經
は、法華經より外になし、如何となきは法華經の、
藥王品に云く、於一切諸經法中最爲第一と説き
給ひしに、弘法は法華經を第三戲論と謗りたる
は、釋經を我儘に判釋したるものにて、此の謗法
の罪に依て、生さなから諸天の罪を蒙り、癩病を
煩ひ、高野山の巖の洞に、餓死したり、苟も主師親
の三徳を具足し、大恩ある教主釋迦如來を、應身
邊土の教主と迄、誹謗せり、諸君よ能く聞き玉へ
法華方便品に云く、今此三界皆是我有とあるは

主の徳なり、其中衆生悉是吾子とは親の徳なり、
而今此處多諸患難唯我一人能爲救護とは師の
徳なり、然るに全智全能の釋迦を差し置き、架空
なる、大日を尊信するは、如何なる妄見ぞや、竜樹
菩薩の大論九に云く、三千大千世界是名爲一佛
世界是中更無餘佛實一釋迦牟尼佛是一佛世界
中化作諸佛種々法門種々身種々因緣方便以度
衆生然るを、弘法は二教論の中に、釋迦の三身と
大日の三身各々不同なりと論じ、大日を本尊と
して、大日經等の三部を所依とし、釋迦は應身又

大日は法身なり、故に大日如來は釋迦よりも勝
れたりと斷言せり、是れ即ち經説に背きたる證
據なり、看よ普賢經には釋迦牟尼名毘盧遮那と
説き給ふ、毘盧遮那とは大日の事なり、唯我一人
の釋尊なれば外に肩を並ぶ佛は一佛もなし、涅槃
經に曰く、我於處々經中説言一人出世多人利
益一國土中二轉輪王一世界中二佛世無有是處
と説き給へ、妙樂大師記の一に、曰く世に二佛な
し、國に二主なし、一佛の境界、二尊の號なしと、判
じ玉ふ、然らば弘法は此の經文と並に判釋にも

違背して、釋迦と大日と、二佛を立きは、蒼天に二ツの日並び出る如く、國に二人の帝王あるときは國亡ぶと、故に弘法一流の宗旨の隆なる時は、國亡ぶ、故に宗祖日蓮大菩薩も眞言亡國と格言せしなり、諸君よ諸君我國の歴史に就て、事實を確め看よ、承久三年辛巳歲四月十九日、人王八十二代、隱岐法皇は、關東鎌倉を調伏せんため、宣旨を下して、眞言宗僧四十一人の高僧株かぶの、行者を集め給ひ、十五檀の秘密を修行せしめ玉ひしか、此の事早くも鎌倉に聞く所となり、五月廿一日

に武藏守は、東海道より上洛し、甲斐源氏は中山道より上り、式部殿は、北陸道を登り、六月五日には、大津を護衛せしに、不幸にも敵の破る處となり、同十三日十四日には、宇治橋にて戦ひしか、京師方の兵は破らき、十五日武藏守は、京都六波羅に入り、大戦争となりしか、遂に七月十一日となり、本院は隱岐の國、流さき玉ひ、土御門院は阿波の國へ流さき給へ、順徳院は佐渡の國へ流さき給ふ、公卿七人は、忽まち頸をはねらきしか、此の不吉不祥を、諸君は如何に考へらる、や、國王

の御身として、宣旨を下し、五畿七道の兵を召して討つ玉わむこと、安きことなるに、却て御身にかゝる御難を受け玉へとは、何に事ぞや、是れ即ち十五檀の法を修し、明王の威徳金剛童子尊星守護經等の大法を以て、其の行人なる、天台座主東寺御室三井常住院僧正等、四十一人並に衆僧三百余人に、修法せしめ玉へとも、怨敵降伏の効驗なく、其の願の成就せざるは何に原因するか是れ法華最爲第一と説き玉ひたる法華經を第三戯論と、謗法せし弘法一流の眞言秘密宗と

信し玉ふ故ひなり、又能爲救護唯我一人の釋尊と閣き、空理なる大日のみを本尊として、大恩教主を本尊とせざるみ依る、抑も大日如來は、父母は何と申す、いかなる國み出て玉へしや、八相成道の次第は何と申す經にありや、五佛道同開三顯一は諸佛の世に出現し給ふ時の定式なきは、五時八教は何と申所に説き玉ひて、大日經を第一と説き給ひしぞや、大日如來には如是ことなし然きは弘法大師は皆な私の了簡を以て、宗義を立て諸天晝夜常に法の爲めの故に衛護すと

説き給ひし、法華經を第三戲論と申て、眞言てふ一宗を開きしは、國害の基原なり、青史に傳へ承久の亂とある此の秘密眞言か眞實なる釋迦如來の御本懷に悖り天神地祇の怒り玉ふ所なり、嗚呼邪法の害恐るべし惡むべし法華經陀羅尼品には四大天王の神咒鬼子母神十羅刹女皆是法華守護の善神なり、若し我か咒に順がはずして、説法者を腦亂せば、頭破きて七分に作さんと誓ひ玉へば、諸天善神は弘法一流の眞言を惡で罰し玉ふこと疑ひなく、文証と現

証と、如是なるべし此の他眞言三密の棟梁なる、文觀僧正と云ひ顯密二教の達人なる、山門の梁津圓觀僧正等か、北條高時を調伏せんと、九重の壇を立て、金閣を構へて七鬼神咒法を行ひ、五大力の金剛童子の秘密を行つて、護摩堂の煙は天に満ち、誦經の聲は天地にひびき、祈念その効驗なく、元徳二年三月八日には南都東大寺興福寺へ行幸あり、同廿七日には山門に行幸ありて祈念するも其の靈驗なき如みならず、又々戦争を惹き起し爲めに後醍醐天皇は、夫より笠置山に

陣と給へとも、運拙ふして遂に亡ひ給ふ、其れ時の御詠は世人乃知る處にして、實に酸鼻に堪へざる處であります、

さして行く笠置の山を出てより

あまがしたには隠き家もなし

諸君よ諸君は此の御詠を讀て如何なる感想を起さる、や、嗚呼蒼天恨ありとでも嘆聲を發する處であります、併し是も皆な祭政一致の弊より邪宗が最大乃關係を有してをります、之をよと反して、吾日蓮宗乃鎮護國家乃祈念に於ては法

驗空しからず、日像大上人に救宣ありて御立願の成就せしは、左の宣旨を讀て明にせらるよ、

京都日蓮宗妙顯寺

右寺者靈驗無双之本尊利生方便之聖跡也故天下一統聖運洛陽九重還幸於此道凝祈念被發誓願畢然則衆徒等各成合力之思可抽懇祈也誠令御願満足者專令尊敬當寺之佛法可被致寺領與行之旨大塔宮二品親王令旨如是悉之以狀

元弘三年三月五日 左少辨 在判

妙顯寺僧衆等へ

之きに依て之きを考ふきは、吾宗義は正法を興隆して國土を安穩ならしむる、立正安國論の主義にして、一實乗の尊信すべきを確信ありたり、尤も此の御立願は纒にして、聖運挽回六月六日龍顔麗しく御還幸ありし、確証は、左の宣旨を見よ
御祈願所妙顯寺領事

尾張國松葉庄同國小家郷備中國穗太庄今度御還幸御願圓滿御祈禱殊以致忠功間所被充行也
永代知行領掌不可有相違者將軍宮令旨下知如件
元弘三年五月十二日

日像上人菴

左少辨 在判

斯く論じ來きは、諸君も必ず猜疑を抱く處はありますまい、後醍醐天皇の御國難に付て、立願の成就したるも、奸惡無道を誅して鼓腹の御代に至るも、皆な法華一實乗の經力諸天の擁護空しからず、尙種々の引証一々枚擧するみ違あらず、今は宗義の正邪に據て、害乃起ると國を安ずるとの大意を辨論して、諸君の一考に供せしのみ、時間限りあり、尙他日委しく辨ざる所あらんとす

前段の演説に付き、曹洞宗天聖寺住職向景道なるもの、非常に激昂して質問を申込たり、其の意如何となれば、曹洞宗道元一流の法水に浴しなから、真言宗の開山弘法大師を勧請し、大師講を結ひ信徒の方針を、遍照金剛に向け、唯アボキヤ的を擴張し居る故に、真言亡國の演説には、大に信者の感情を毀傷らるるを、賽錢上甚だ不利益を來すと憤怒りたるに原因するならん、而して愈々質問答辨の端緒を開かんとする際、東松浦郡仁部村曹洞宗青眼寺住職本秀玄外なる魔迷小僧、

其の間に立ち、和解に盡力して、一先風波平穩と思の外、元來此の本秀玄外豆小僧は、口には和解を唱へながら、心には嫉妬あるを以て、遂に和解の功を奏するあたはず、荏苒時日を経過し居りしか、何ぞ圖らん天聖寺向景道魔迷僧は、兼て野心あるを以て、究策のあまり本立寺信徒に對し日蓮宗に勸請せし、妙法二神は野狐なりと、云ひ、日蓮宗の法門は他宗を謗る惡義なり、杯と、無暗に讒謗せしより、本立寺信徒總代天川卯三郎なるもの天聖寺に至り、景道に面會して其の確証

に依て答辨を請求せしに、和尚は俗人と蔑り、種々牽強附會の答をなせしより、小山亮學天川卯三郎等の一人同道して、天聖寺へ誥め掛け公明の答辨を請求せしに、如何なる和尚も大に困難し、其の極、謝罪書を請求せし處、天聖寺檀中總代等も大に心配し、我檀那寺の和尚として、他宗へ誤り状を出すなどは誠に不面目故に理非を問はず、飽迄答辨者を雇ひ來て、法論すべしと一決したり、爰に於て本立寺檀中總代も、衆議を遂げ、活蓮會幹

事長日種令正君を請し來て、天川卯三郎等の代理として質問を請求すること、なれり、實に明治廿四年八月廿五日なり、日種氏より送りたる書面及び質問状は左の如し、
冠省乞宥怒 頃ハ貴宗ニ對シ吾宗信徒ヨリ
質疑申込法戰將ニ開ケントス、就テハ小生信徒ノ請ニ應シ唯今到着仕候、却説貴氏ヨリ速ニ登山可致專使有之候得共、最早夜中ノ事故却テ御迷惑ト愚察仕候間、明日午前八時ニ貴刹へ登山可仕候間、左様御承知被下度尙此ノ上ハ貴宗ニ

對シ、法義上充分對論可仕決心ニ候間、幸ニ貴答ニ吝ナル勿レ

日種令正

八月廿六日 向景道殿

質問箇條

- 一 妙法二神ハ野狐ナリト其ノ確証ヲ示サレヨ
- 一 深密傳ハ貴氏ニ於テ天下ノ公論ト断定セラ
- ル、ヤ如何
- 一 貴氏ハ轉迷開悟ノ責任ナレバ佛教内ノ著作
- ニ付信偽ヲ明ニスル責ハ免ル可カラト信ス
- 一 貴氏ハ釋經ノ判釋ニ付天台風ヲ信スル乎華

巖風ヲ採ル乎如何

- 一 貴宗ニ不立文字教外別傳直指人心見性成佛
- ト立テラレシガ釋經中何レノ書ニ記載アルヤ
- 又達磨三論必ズ大師ノ高著ナルヤ如何
- 一 貴宗ノ能化ニアル僧侶ハ必ズ碧巖錄正法眼
- 藏傳光錄不能語等ハ學得セラレシナラン而シ
- テ貴宗専門書ハ釋經ノ了義經ニ反意スル事ナ
- キ乎如何
- 一 貴寺ニ尊敬シアル弘法大師ハ何ノ爲メニ信
- 心セララル、ヤ將又貴宗ノ宗規ハ他宗ノ開祖ヲ

信ズル事ヲ許スヤ如何

上來の書簡及び、質問題の天聖寺に達するや、周章狼狽して、似然左の書狀を送りたり、

謹啓 唯今ハ芳翰ヲ忝フシ委細承知仕候、乍併今回ノ處ハ相互ニ和解ノ事濟ミニ致候間何卒小生ノ心情御洞察被成下度此之段伏テ奉懇願候余情拜顔ニ可申述候當用如斯御座候恐々

月 日

天聖寺住職向景道

活蓮會幹事長日種令正殿

右に對シ翌廿六日午前第七時論敵へ送りたる

書狀及び質問規約は左の如し

時序秋冷爲法爲國自愛アレ 專陳ハ昨夕申

込候通り、本日ハ午前第八時貴山ニ於テ質問題

ニ付對論可仕雀躍致居候處、豈ニ圖ラシヤ和解

云々ト申込有之候得共、今回ノ質問ハ元來貴氏

カ我宗ヲ毀損セン爲メ瞞着手段離間策ヲ以テ

事爰ニ及ビタレバ、是非共法戰場中ニ黑白眞偽

ヲ商量スルハ菩薩ノ活道德ナリ、貴宗ノ禪機ア

ル何ゾ殺活自在ノ劍ヲ振ハザルヤ、吾曹未熟ナ

リト雖モ、佛氏ノ金言ヲ奉戴シ不惜身命ニ任シ

テ、正法ヲ振起スルノ丹心默視スルニ忍ビズ、今幸ニ此ノ増上縁ヲ以テ、法華折伏破權門理ノ旗ヲ翻シ、忍辱ノ鎧ヲ着ケ慈悲ノ兜ヲ頂キ、外道魔族ノ邪義ヲ破ラムトス、乞フ躊躇スル勿レ恐怖スル勿レ速ニ正邪論壇ニ一戰ヲ試ミ玉ヘ、若一貴氏ノ信スル宗義能ク小生ガ信ズル宗義ヲ破ラバ、小生驀地ニ貴宗ノ履ヲ拾フヘシ、貴氏モ亦小生ガ信ズル宗義ニ論破セラレナハ、速ニ衣ヲ脱シテ降證ヲ表スヘシ、乞フ左ノ手續ヲ實行アリタレ、

問答規約

- 一 問答ハ終始敬禮ヲ正フスル事
- 一 問答ハ午前第八時ヨリ午後第三時迄ニ限ル
- 一 問答ハ各一名ヲ限ル事(但シ疊一問隔ツル事)
- 一 双方筆記者一名宛用ユヘキ事
- 一 双方問難答辨承諾ノ上ハ檢印ヲナシ同問ヲ再ヒ爲スヲ禁スル事
- 一 双方諷言暴論罵詈誶ヲ禁スル事
- 一 互ニ問答過激ニ涉ルキハ臨監警部ノ指ニ應スヘキ事

一傍廳人ハ何人ニテモ妨ケナシ(但シ傍廳席ニ
謹廳セシムル事)

一勝劣分明ノ後ハ勝者ニ對シ劣者謝罪ノ儀ハ
勝者ノ望ニ應ズ可キ事

右之條々双方立合保証人連署ノ上換取一通宛
携持ス

論難者 日種令正印

答辨者 向 景道印

天川卯三郎印

立 草場織太郎印

合 天川善四良印

保 草場榮太郎印

証 田久保源次良印

人 山田近太郎印

山田熊次郎印

右の如きの請求に對し、向景道は非常に困却し
爰に天聖寺本寺東松浦郡南山村功岳寺長老松
浦準海なるものを以て、二日間の日延を乞ひ、警
察本部に願ひ出で警官の説諭の手續をなし、虚
喝を以て事を濟さんと、夜を日に續き唐津警察

本部迄で、六里余の長途を厭はず願ひ出でたるより、警部小柳泰次郎氏並に巡查二名出張し双方の檀中總代を呼び出し、和解すべき旨を説諭ありしも、本立檀中總代云く世間上の出来事は和解と申す事も、主義に依てはあるべき事なきとも、信仰上のことに付き他宗より苟も和尚たる職分にはありながら、吾宗の守護神なる妙法二神を誹謗したる上は、雖令警官の御説諭と雖も、承服難致旨を訣答せり次て本立寺小山亮學天聖寺向景道の兩人を召喚し事件の平和を説諭

ありしに、小山氏云く今回の紛擾は宗教上のことにて、警官の御注意は千萬忝けなると雖も、治安に妨害なき以上は吾曹宗教圍内の論議は飽迄是非曲直を分明ならしむる決心なりと、決答せり、此時警部小柳氏勃然として曰く如斯御決心ならば何ぞ警官に於て差止る權理なき以上は御勝手たるべしと斷言せり、此の時天聖寺向景道は悄然として力なく、恨むが如く悲むが如く其の風况殘花の雨に萬草の霜に於るが如く、實に憐むべきの至りなり、爾來論敵天聖寺

始め檀中總代等は不得止四方に狂奔して、漸く大分縣豊後日田郡隈町眞言宗明王寺住職愛國精神社長津川章憲氏を雇ひ入き、日種氏と對談せし處其言論中信徒と關係を有する場合み立ち至りしが、氏は信徒を輕蔑せしのみならず、俗人は畜生同様なるものに、法義は語る可らずと大喝せしより、信徒は大に激昂し津川氏に迫て云く俗人は畜生同前とは如何、而して法義は語る可らざとは抑も何に事ぞ、俗人ありて僧侶あり僧侶あるの必要は俗人に法義を語る可き筈

なるに、僧侶として如斯暴言を吐露するは汝こそ僧侶にあらず、汝吾人を見て畜生とは奇怪なれ、汝こそ畜生なれ、(カク)汝を責むるは、道理の許さざる處なり、汝も良心あらば速に暴言の過ちを謝すべしと、流石の津川も珠數を前に捨て信徒一同に向て、謝罪せしは面白くも又氣の毒なり、良久やまひて津川氏も襟を正し言辞を改めて曰く今回向景道なる僧より日蓮宗に對し罵詈譎なせしは不都合の義にて、貴氏始め信徒諸君が其の可否を質さんとは、御尤もの譯なり、今章憲

○卅八
謹て考ふとに、日蓮上人は法華の行者として曾て大菩薩の御勅號ありし、名僧智識と云ひ、其の宗の依經は大乘法華經にして其の宗を謗るは法華經を謗るに當きり、而して貴氏より御申込の問題は誠に高尚にして迎ても、向景道は申に及ばず私共が答辨は覺速なく愚考仕る故に私には景道代理として答辨の義は、更に諸君の前にて謝絶致すと斷言せしより、愈天聖寺並に同寺檀中總代も進退維に谷まり青眼寺本秀玄外を代理として、答辨の手續を爲さんとせしも玄外

○卅九
魔迷小僧は元來不義不徳の譯あつて一言の下に論破せらるゝ、公衆立合の處にて謝罪せしは不愍の至りなり、却説此の夜も深更なるを以て翌日を約して一先退散せり、翌日午前八時日種氏始め信徒一同天聖寺へ至りしに、檀中總代草場榮太郎山田近太郎等のみにて、住職向景道は答辨者雇ひ入きとして旅行せしと傳へたり、然るども其の間確實ならざる懸疑より、信徒を以て探偵せしめたるに、諸天此の魔僧を助け玉はず後ろ山の祇園社てふ、小堂に潜伏せしを見認る

處となり、不得止憎々然として山を下り満面汗を流し云く、誠に申譯もなき次第なり是を全く船頭多けきは山み登るとは此の事なりと、其の辞は未だ終らざるに、信徒は之を迫て問ふ船頭とは誰を指すや、景道云く青眼寺玄外及び松浦準海等なりと答へたり、依て信徒は直ちに準海等に迫りたるに、準海豆小僧云く、私共は決して景道に船頭などせし者で、之れなくと爲ふ景道と對決せしめたるに、機密策も歎黨に看破せらるるより、遂に景道に偽りとなり、更に一ツ

の誤り証を差し出すに至り、其の極又々五日間の日延を願ひたり、左の約定証に就て猶豫を與いたり、其の約定証の名文は左の如し

約定証

今般妙法二神及び其の他の質問題に付答辨可仕申上毎日違約仕候に就ては八月廿一日より五日間猶豫被成下候上は期日に至り辨護代理人を雇ひ入を必だ答辨可仕候萬一其の運びに至らざる時は貴氏の求めに應じ謝罪証差出し可申候後日違約なき爲め一証依て如件

明治廿四年八月廿日 天聖寺住職

向景道

日種令正殿

却説愈期日に到り、大日本帝國杞憂會幹事長石丸靜なる者及び唐津新町安淨寺並に馬川西通寺等前後十七名餘の人々を會し其乃間石丸靜として、景道代理人として更に質問題を送り來る、書狀及び箇條は左の如し、

拜啓陳は今回貴宗に對し向景道氏より云々申候に付御質問を蒙り、就ては私共より乃質問題も

差上候間可否共御答奉願上候以上

質疑問題

- 一 貴宗ノ法華經ハ誰人ノ翻譯ナル乎
- 一 題目ハ結縁ノ法ナルヤ成佛ノ法ナルヤ如何
- 一 題目ノ筆法ハ何ニ原因スルヤ如何
- 一 題目ト念佛トノ勝劣ハ如何

天聖寺向景道代理人石丸靜外二名

本立寺信徒代理人日種令正殿

右の書簡及び質問題に對し日種氏よりの回答書狀わ左に如し

貴酬 御申越し乃質疑は委細承知仕候小生考ふるに貴氏乃質疑五箇條中に禪天魔の質疑なきは如何なるや、尙一箇條御加へ有之度必ず十二分比答辨可仕候乍併小生より兼て質疑題及ひ規約差上置候間先づ順序として小生比質問題み付速に對論の手續有之度此乃段回答旁及照會候也

八月廿八日

日種令正

向景道代理人石丸靜殿外二名御中

翌廿九日午前九時石丸靜及ひ天聖寺檀中總代

同道にて本立寺に來れり日種氏と對談筆記は左の如し

日種氏問テ曰ク貴氏ノ來意如何石丸氏答テ云ク曾テ向景道氏ニ對スル質問件ニ付小生ハ同氏ノ辨護代理人ノ資格ヲ以テ出頭セリ日種氏曰ク今回ノ質問事件ニ付貴氏何日ニ委任ヲ受ケラレシヤ石丸氏答テ云ク八月廿七日午前ニ委任ヲ負擔セリ故ニ爾來萬件ノ責任アリ日種氏問フ貴氏ヨリ送致アリシ書面中貴宗信徒ノ懇望ニ應シ答辨仕候トアル以上ハ曾テ申込候

質疑題ハ必ズ貴氏カ擔任シテ答辨ノ勞ヲ取ラ
 ル、ヤ如何石丸氏答テ云ク貴氏ヨリ申込ノ質
 疑ヲ不殘小生ガ答辨スルハ難シ日種氏問テ云
 ク然ラハ何ノ爲ニ書面中ニ懇望ニ應シ答辨ス
 ト記セシヤ口頭未ダ乾カサルニ如是答辨ハ甚
 ダ曖昧ナリ丈夫一言重キ事千斤貴氏カ景道氏
 ヨリ萬件委任ヲ受ケタレハ小生ガ請求スル質
 疑ハ飽迄答辨アリタシ如何石丸氏答テ云ク小
 生ハ實ハ妙法ニ神ニ付答辨ノ委任ヲ受ケシノ
 ミナリ日種氏問テ云ク然ラバ妙法ニ神ノミニ

テモ宜シ速ニ確証ヲ以テ答辨アリタシ其ノ他
 ハ只今ヨリ向景道氏ニ答辨ヲ請求センノミ貴
 氏答話前後衝突セシハ恕スベシ故ニ貴氏ヨ一ケ
 問題ニ付唯今答辨アリタシ如何石丸氏云ク最
 早午后一時ニモ相成空腹ニ付一先飯宿引續キ
 必ズ答辨スベシ日種氏云ク然ラバ午後ハ小生
 天聖寺へ出張スベシ石丸氏云ク必ズ晝飯後ニ
 當山へ參堂スヘシ貴氏幸ニ小生ノ言ヲ容レラ
 レタシ日種氏云ク然ラバ違約ナキ様御出頭ヲ
 俟ツ追テ云ク石丸君ヨ君ハ大日本帝國杞憂會

幹事長トノ名義ナルカ小生ハ君カ杞憂會本部
 ノ長ト云ハレシハ信ズル能ハザル處果シテ然
 ラハ小生ノ疑團ヲ解キ玉ヘ互ニ宗教會裡ニア
 ツテ偽稱スルアラハ實ニ道德上ノ大罪人ナリ
 小生ハ鎮西活蓮會ノ幹事長ニシテ其ノ撰學証
 及ビ會則ヲ君ニ示シタリ君宜シク幹事長ノ証
 ナ示スヘシ石丸氏云ク後刻參堂ノ際示スベシ
 ト確答セリ
 上來此間答みて一ト先歸宿し、午後四時に至るも
 何等乃返答なきより、日種氏より請求書を送り

たるみ一通乃書置きをし、風雨激浸して逃げ去
 れりと、實に卑劣千萬此至りと云ふべし、爰至
 り論敵景道並み檀中總代わ雪上り霜を加へし
 困苦み迫り狼狽其此爲す處を知らず此乃機み
 乗じ、小山亮學氏並に天川卯三郎等本宗檀徒一
 同天聖寺向景道及ひ檀中總代此不信義違約此
 罪を責問せしに、又々檀中總代の哀訴に依て一
 日此日延と猶豫して左の約定証を受け取りた
 り

約定証

今般の質問事件に付再三違約申上何とも申譯
無之候處又々一日の猶豫被成下就て明日午後
七時迄みは屹度答辨者雇入御答辨可申候萬一
其運に至らざるときは貴氏の求み應じ謝罪証
差出可申候後日爲違約なき一証如件

天聖寺住職向景道印

日種令正殿

以上の約定証あるみも不拘期日み至り其の運
びに至らざるのみならず、南山本寺功岳寺へ遁
走したるを以て天聖寺檀中總代に迫りたるみ

檀中總代も景道の毎々違約したるを以て今回
は檀中總代三名より、此の件に付以後は飽迄引
受濟方可致に付、又一日乃猶豫を願ひ出てたり、
爲めに該三名より約定証差し入を左は左乃如
し

約定証

今般質問事件に付向景道より再三違約仕私共
檀中總代として不相濟關係有之に付以後は私
共悉皆引受埒明可申候就ては一日間御猶豫被
成下候み付必だ答辨者雇入を確答可仕萬々一

期日み至り其れ運ひに至らざるときわ如何様
に申込あゝも貴氏れ求めに任せ謝罪証等可差
出後日違約なき爲め一札如件

天聖寺檀中總代

草場織太郎印

山田近太郎印

草場榮太郎印

日種令正殿

右れ如き約定差入れたるより檀中總代は徹夜
し手を分け答辨者を雇こんと奔走したるも約

定期限に至り其れ運びよ至らざ爲めに、本宗信
徒等は違約れ罪を天聖寺檀中總代草場榮太郎
宅み迫る然るみ外二名れ總代人は身を隠した
るより此夜鷄鳴迄榮太郎に對し約定證實行す
べきを請求し、榮太郎一人は謝罪狀差出すこと
となり一ト先版宿せり因に記す外二人れ總代は
天聖寺山れ祇園社に徹夜せし由、若し他人れ見認
るときは當社み參籠して此れ事件を祈願すと
遁辞を設けたりと嗚呼不便なる哉吾が住家あ
つて安臥する能はざるとは守るべきは道理な

り一步誤て不正理不信義を以て違約せば獨り該
 二人に止まらず堂々天下皆な如斯道理を重す
 べき貴ぶべきこと胸間を掛在すべきなり却説
 翌日に至り漸く安田眞月なれ居士を筑前福岡
 より雇ひ來りたるに安田氏は事お愛み及ひ如
 何とも手放出すべき間然するなきをみならず
 日蓮宗に守護神を野狐など申すは甚だ不都
 合なり由三深密傳に野狐を授ふとありとて
 該書は後世に偽書みて日蓮宗に書にあらす且
 つ又神明佛陀の威徳力を以て野狐等を授ふは

正當のことなり看よ春日大明神は鹿を眷屬と
 し八幡大神は鳩を使ひ恐れ多くも天照皇大神
 宮は鶏を愛し玉ふ今法華宗の妙義を慕ふて野
 狐も弘通の補佐をするは怪むに足らず然るを
 日蓮上人を毀損せん爲め種々の誹謗せしは誠
 に濟ざる義なれば更み本立寺信徒諸君の望み
 に應じ謝罪證差し出すの外之れなしと斷言せ
 り爲めに天聖寺檀中一同は上と下へと混亂し
 愈々謝罪せねばならぬ今回法論は曹洞宗の負
 けにて遂に檀中も二ツに分き甲は日蓮宗に轉宗

すと論じ乙は面目もなき次第と愁涙千行其の
實況は不便にも又面白ことなり邪は正に敵せ
ず終み左の如き謝罪証を差し出せり

謝罪証

今般貴宗ニ勸請セラレシ妙法二神ヲ野狐ナリ
ト申候ニ付御質問ヲ蒙リ其荅辨難致ハ全ク小
生ガ無根ノ妄言ニテ誠ニ奉恐入候將來貴宗ニ
對シ質問杯ハ無之ハ勿論貴宗ノ法門ニハ一一
感服仕候者ニ相違無之候間今回質問對論ノ上
議論ノ勝敗ヲ決シ候ハ御憐愍ヲ以テ御仁免被

成下度奉願上候且又他日貴宗ニ對シ異議等ハ
決シテ一言モ申間敷候爲後日一證如件

明治廿四年十月一日 天聖寺住職向景道 印

全 檀中總代草場織太郎印

全 草場榮太郎印

全 山田近太郎印

天川卯三郎代理人

日種 令正殿

此の件既に落着せし處天聖寺檀中一同の哀訴
に依り謝罪の二字を後世子孫に残は忍びざる

を以て下與を願ひ出てたり元より本宗信徒も
其の罪を惡て其の人を惡まず故に特別の憐愍
を以て謝罪の二字を下與すと雖とも此の恩を
忘却と又々本宗を非義することわらば一層逆
縁の衆生に謗法の罪業を累ぬるは不便なるを
以て後日の爲め左の證を受け取たり

後日證

今般貴宗ニ勸請アリシ妙法ニ神ノ事ニ對シ彼
是云々申立候ニ付質問ヲ蒙リ候得共元來之ハ
妄言ニ付答辨ニ應シ難ク何共相濟サル儀ト奉

存候因テ將來貴宗ノ宗義ニ向ヒ更ニ彼是論議
ゲマ敷事且ツ誹謗ノ義一言半句モ申間敷候何
卒以來ハ特別ノ御親情ヲ以テ天聖寺檀中ノ者
ト貴寺檀中一同共和合ヲ致シテ親密ナル御交
際被成下度萬一ニモ貴宗ニ對シ名譽毀損スル
如キ言語申タル節ハ貴宗ノ望ニ應シ謝罪差出
スヘク候依テ如件

明治廿四年舊九月二日天聖寺住職

向景道印

全寺檀中總代

草場織太郎印

全 草場榮太郎印

全 山田近太郎印

立會保証人安田真月印

天川卯三郎代理人

日種令正殿

以上の顛末にて一ツ先風波平穩と思ひしに翌日に至り天聖寺檀中殊に一村の總代たる草場龜平及ひ林太郎等のもれ心得違にも本宗此事を異議申したるに付直ちに後日の証に照準し左

の謝罪証を差出せり

謝罪証

今回紛議之件ニ付双方今日上親密ノ交際相調候處私共意味違ヲ以テ彼是申候段何共相不濟義ニ付何卒御宥恕被成下度尙將來ハ決而彼是申間敷候爲後日一札如件

明治廿四年舊九月六日

東松浦郡天川村天聖寺檀中草場龜平印

全 天川林太郎印

保証人 安田真月印

本立寺檀中一同御中

日種令正君口述

今回吾宗と曹洞宗との法論に付諸君は熱心に邪正を判明せんことを希望せり不肖令正も法戰場中に曲直を分明せんは畢生の本願なり今此逆縁に向て正法を發揮する實に愉快な出來事なり抑も禪天魔と日蓮上人が格言せらるるは如來の大禪定云ふにあらす末世に惡知識が偏見より片言隻語を閑妄想を吐露し二十四流てふ祖師禪を以て毘尼を破り不立文字教外別

傳と立て、空觀は月に嘯き南泉和尚は猫を斬て證道の手段をなす趙州和尚は狗子相手に有無を論じ其他禾山藥山丹霞等の和尚は經典を以て尻を拭ひ又は佛像を焼て酒を温むなど無法無道の發狂坊主之等を賞して見識家なりなす講め其の禪風を慕ひながら正法眼藏涅槃妙心實相無相の第一義諦を的傳せりなす寸法違ひの楚言を吐き詭辨を弄して意氣揚々たるは皆是を天魔の眷屬なり就中曹洞宗一流の禪風は妄見我見邪見の内魔外魔に纏束せらるる間

若達多^{がく}鏡背を見て頭^{たま}を失却せりと狂奔せし
如く一般なり嗚呼憐むべきの次第なり殊に今
回は念佛間坊主と眞言亡國妖僧と禪天魔小僧
と同盟一致して最尊無上乃法華に敵せんと貴
重なる時間と莫大な費用を擲て天聖寺に本營
を構へたきとも元來鈍刀と禿鋒にて勝算の見
込は更になし正直捨方便但説無上道の法城に
は元品の無明を截る大利劔あり生死長夜を照
す大燈明(中略)無間亡國天魔の輩遂に軍門に鋒
旗を横へ面縛せしは不惑の至り否邪は正に勝

つ能はず最爲第一法門日蓮宗の法運は與天長
與地久からん信すべし仰くべし

南無妙法蓮華經

偶感

妖雲漠々法城横 九鼎不安轉斷腸
念佛邪禪非我志 殿堂郊野總戰場
無敵散史稿

明治廿四年十一月十日印刷
全 年全月十一日出版


(定價拾五錢)

版權登錄

編輯兼 佐賀縣東松浦郡嚴木村大字天川三拾二番地
發行者 小山亮學

印刷者 佐賀縣佐賀市米屋町拾七番地土族
成富儀平次

發賣所 佐賀縣佐賀市片田江百十番地
博文社代理店





特 18

461

天川法論

国立国会図書館

017325-000-2

特18-461

天川法論

小山 亮学/編

M24.11

ABF-0008

